



各市町村教育委員会委員長
各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への
市町村別結果の掲載について（照会）

このことについて、「平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領」（別添1、以下「実施要領」という。）では、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されるとともに、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができることとされています。

道教委では、この実施要領に基づき一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、昨年度同様、市町村教育委員会の同意を前提として、2月を目途に公表を予定している平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」（以下「北海道版結果報告書」という。）に、別添3により作成した市町村の結果を掲載し公表することとしました。

つきましては、実施要領に基づき、貴市町村の結果を北海道版結果報告書に掲載することの同意について照会いたしますので、次によりその可否について御回答くださるようお願いいたします。

なお、道教委としては、学校名を明らかにした公表は市町村教育委員会が判断することが望ましいと考えており、照会する考えはありません。

記

1 回答様式

別添 平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について

2 提出先

教育局（教育支援課）

3 市町村教育委員会から教育局への提出期限

平成28年1月14日（木）

4 資料

別添1 平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領

別添2 平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表に関する道教委の考え方

別添3 道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット

5 北海道版結果報告書への掲載内容

「別添3 道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット」により作成した資料を市町村ごとに小学校で1枚、中学校で1枚の内容を掲載

学校教育局健康・体育課
学校保健・体育グループ
TEL 011-204-5752

平成 年 月 日

平成 27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」
への市町村別結果の掲載について（回答）

平成 27 年 10 月 7 日付け教健体第 629 号で照会のありました平成 27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」に当市町村の結果を掲載することについて、次のとおり回答します。

道教委が作成する平成 27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」に別添 3 により作成した当市町村の結果資料を掲載することについて

同意する

同意しない

（いずれかに○を付してください。）

北海道教育委員会教育長 様

（ ）教育委員会 印

（御回答ください。）

1 上記の回答に当たり、どのように決定しましたか。

（□にレ印を入れてください。）

☐ 教育委員会に諮り決定した。

☐ 教育長が決定した。

☐ その他（ ）

2 決定に当たり、意見を聞いた機関や団体等がありますか。

（ ）

3 「同意しない」を選んだ市町村教育委員会は、差し支えなければ、その理由をお教えてください。（下欄に記入願います。）

--

ありがとうございました。

平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領

平成27年4月10日

文部科学省スポーツ・青少年局長

1. 調査の目的

- (1) 子供の体力・運動能力等の状況に鑑み、国が全国的な子供の体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 各教育委員会、各国公私立学校が全国的な状況との関係において自らの子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子供の体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- (3) 各国公私立学校が各児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる。

2. 調査の名称

平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3. 調査の対象

- (1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。
 - ア 小学校調査
小学校第5学年，特別支援学校小学部第5学年
 - イ 中学校調査
中学校第2学年，中等教育学校第2学年，特別支援学校中学部第2学年
ただし，特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒については，その障害の状態等を考慮して，参加の是非を適切に判断すること。

4. 調査事項

- (1) 児童生徒に対する調査
 - ア 実技に関する調査（以下、「実技調査」という。測定方法等は新体力テストと同様）
 - (ア) 小学校調査では，以下の種目を実施する。
〔8種目〕 握力，上体起こし，長座体前屈，反復横とび，20mシャトルラン，50m，立ち幅とび，ソフトボール投げ
 - (イ) 中学校調査では，以下の種目を実施する。
〔8種目〕 握力，上体起こし，長座体前屈，反復横とび，持久走，20mシャトルラン，50m走，立ち幅とび，ハンドボール投げ
（※持久走か20mシャトルランのどちらかを選択）
 - イ 質問紙調査
運動習慣，生活習慣等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。
- (2) 学校に対する質問紙調査
子供の体力・運動能力等の向上等に係る取組等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

(3) 教育委員会に対する質問紙調査

子供の体力・運動能力等の向上等に係る施策等に関する質問紙調査（以下「教育委員会質問紙調査」という。）を実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査

ア 実技調査実施期間

平成27年4月から7月末までの期間に実施する。

イ 児童生徒質問紙調査実施期間

調査票到着から7月末までの期間に実施する。

(2) 学校質問紙調査実施期間

調査票到着から7月末までの期間に実施する。

(3) 教育委員会質問紙調査実施期間

調査票到着から7月末までの期間に実施する。

(4) 調査実施に関するスケジュール

別紙1のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙2・別紙3）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等の協力を得て実施する。

(2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条（平成27年4月1日施行前は第23条）第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当てることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 実技に関する調査の結果として、

(ア) 各種目等の平均値、標準偏差、平均値の分布等がわかる図等

- (イ) 総合評価の段階別割合
- (ウ) 都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校、児童生徒をそれぞれ単位とした平均値等の分布等が分かるグラフ
- イ 児童生徒質問紙調査、学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の結果として、
 - (ア) 児童生徒質問紙調査、学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の回答状況
 - (イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析
 - (ウ) 学校質問紙調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析
 - (エ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の回答状況との相関関係の分析
- ウ その他、調査の目的の達成に資する分析
- (2) 調査結果の文部科学省による公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

 - ア 以下の(ア)から(ウ)までの区分に応じ、上記(1)ア及びイで示した結果
 - (ア) 国全体(国・公・私立学校全体の状況及び国・公・私立学校別の状況)
 - (イ) 都道府県ごと(公立学校全体の状況)
 - (ウ) 地域の規模等に応じたまとまりごと(「大都市」(政令指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における公立学校全体の状況)
 - イ その他、調査の目的の達成に資する分析
- (3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

 - ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会、学校に対して、以下の調査結果を提供する。
 - (ア) 都道府県教育委員会に対しては、その設置管理する各学校の状況に関する調査結果、当該都道府県における公立学校全体の状況、域内の各市町村における公立学校全体の状況及び市町村が設置管理する各学校全体の状況に関する調査結果
 - (イ) 市町村教育委員会に対しては、当該市町村における公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果
 - (ウ) 学校に対しては、当該学校全体の状況及び各児童生徒に関する調査結果及び個人票
 - (エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果
 - イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。
- (4) 調査結果の活用

各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

 - ア 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を把握・検証し、

保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に取り組むこと。

- イ 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な運動習慣の改善等に努めるとともに、自らの体育的活動における指導等の改善に向けて取り組むこと。
- ウ 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた取組を進めること。
- エ 文部科学省は、児童生徒の体力・運動能力や運動習慣等をきめ細かく把握・分析することにより、体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善、各児童生徒の全般的な運動習慣の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは体力・運動能力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村の状況及び市町村教育委員会が設置管理する学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合に限り、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
 - ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。
- ① 当該市町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- (エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。
 - ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
 - ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に体力合計点などの数値のみの公表は行わないこと。
 - ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。
 また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。
 なお、体力合計点などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。
 - ④ 調査の目的や、調査結果は体力・運動能力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
 - ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
 - ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。
- (オ) 教育委員会が独自に実施する体力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。
- イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い
 - (ア) 文部科学省は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについては、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。
 - (イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に7.(5)ア

(エ) を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

8. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問合せや調査票の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

- (1) 各教育委員会、学校等における実施・活用体制等
調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
 - ア 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
 - イ 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し適切に実施体制を整備すること。
 - ウ 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。
 - エ 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
 - オ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
 - カ 各教育委員会、学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
 - キ 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力の向上に係る施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。
- (2) 個人情報の保護
 - ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する調査用紙等について、児童生徒の氏名を取得しない形式を用いることとする。
 - イ 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。
- (3) 教育課程上の位置付け
実技調査及び児童生徒質問紙調査については、教育委員会及び学校の判断により、特別活動での取り扱いのほか、体育、保健体育の授業時数の一部として学習指導要領に示された内容に加えて取り扱うことが可能であること。
- (4) 実技調査実施上の一般的注意
 - ア 実技調査の実施に当たっては、児童生徒の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意を払うこと。特に、医師から運動を禁止又は制限されている児童生徒はも

ちろん、当日の身体の異常（発熱、倦怠感）を訴える児童生徒は、当日は調査を行わず、各学校の状況に応じて代替日を設けるなど適切な措置を行うこと。また、調査中においても異常を自覚した場合、すみやかに中止するよう事前に指示等を出しておくこと。

- イ 熱中症による事故を防ぐため、実技調査を実施する際は、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー（独立法人日本スポーツ振興センター）」等を参考とすること。また、実施する際には十分に水分等を補給できるようにすることや、日除けを設けること、換気を十分に行うことなど適切な措置を行うこと。
- ウ 実技調査は、調整済みの器具の使用や測定方法など、実施マニュアルに従い定められた方法の通り正確に行うこと。
- エ 実技調査前後には、適切な準備運動及び整理運動を行うこと。

調査実施に関するスケジュール

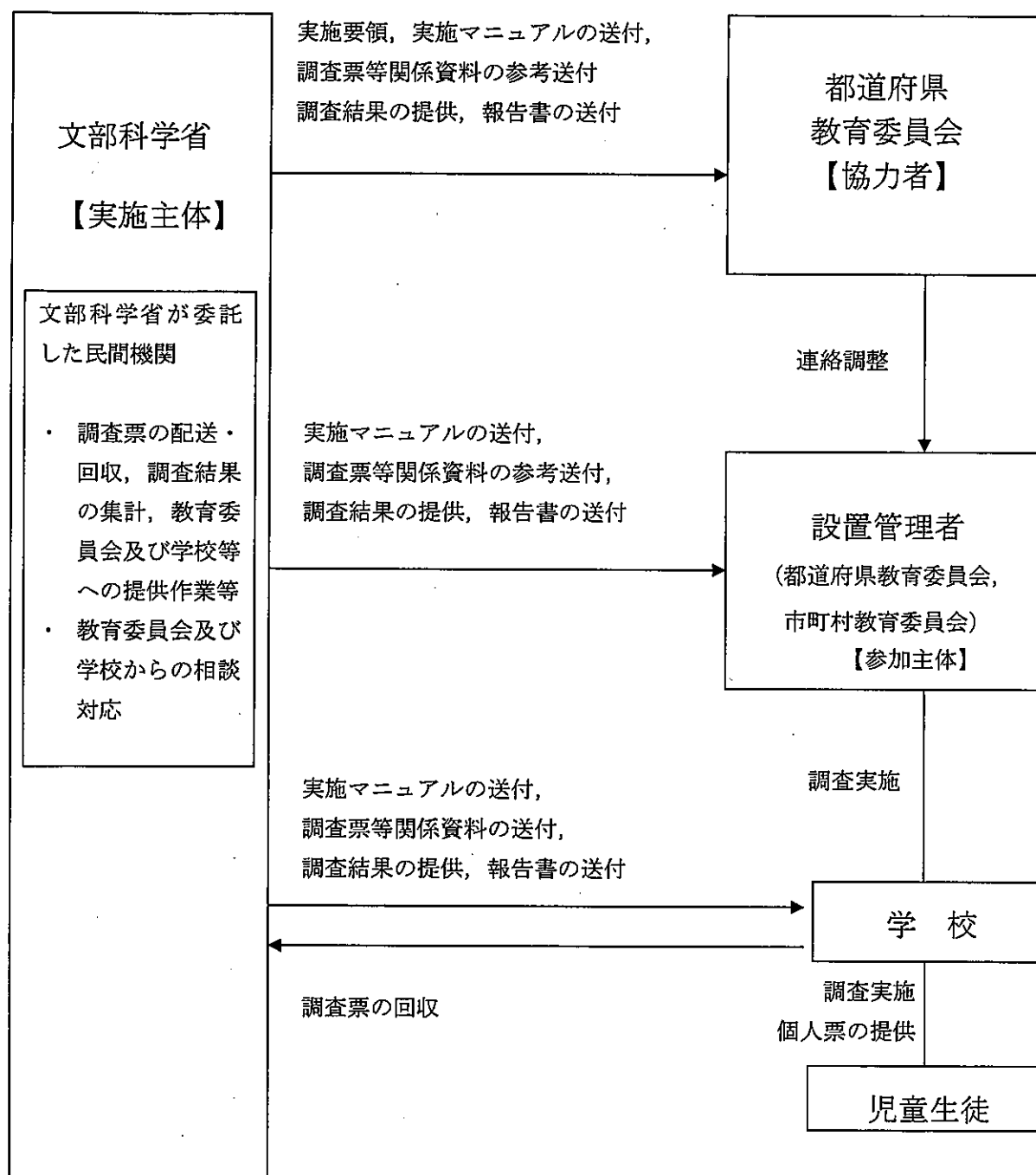
	文部科学省等 (※1)	都道府県等 (※2)	設置管理者	学 校
平成27年				
4月	実施要領の通知(公表)	実 施 要 領 受領・周知	実 施 要 領 受領・周知	実 施 要 領 受 領
	調査票等の発送			調 査 票 等 の 受 領
7月				4月～7月 調査実施
				調 査 票 記 入
	調査結果の回収			調査結果の提出
	調査結果の公表 及び教育委員会、学校等への 提供	調査結果の受領	調査結果の受領	調査結果の受領
11月 ～ 12月	報告書のとりま とめ	報告書の受領	報告書の受領	報告書の受領

※ 1 文部科学省等には、文部科学省が委託した民間機関を含む

※ 2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局をいう。

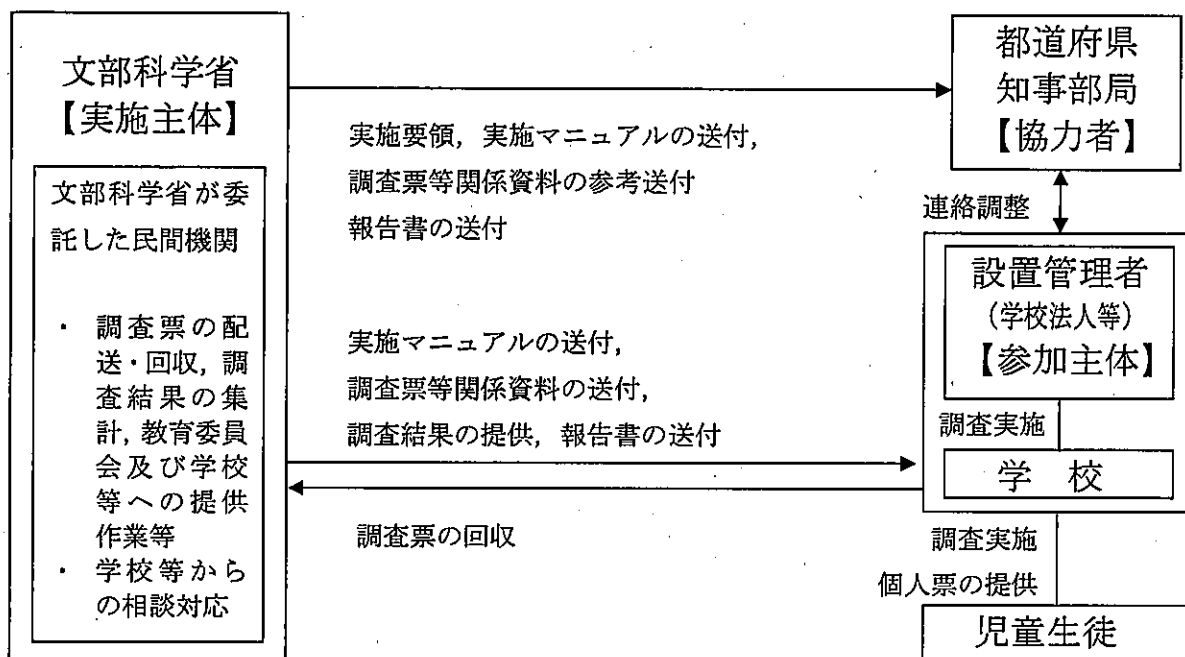
調査の実施系統図【公立学校】

公立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



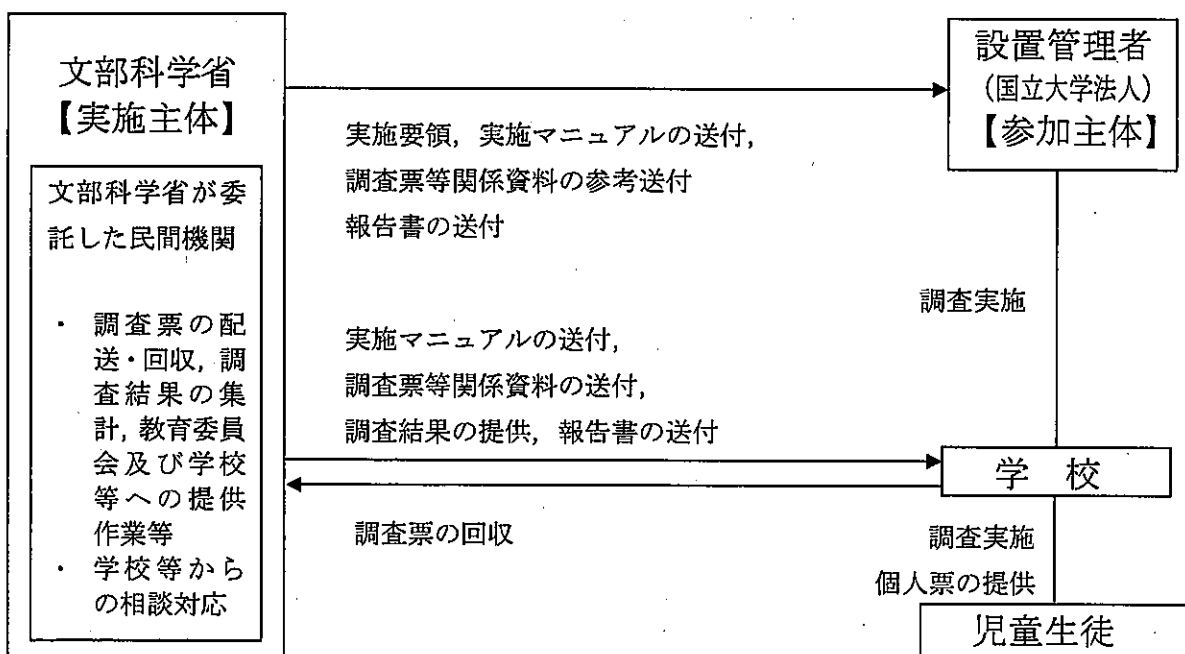
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立大学法人学校】

国立大学法人学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表に関する道教委の考え方**◆ 道教委の説明責任**

道教委では、本道教育の推進に当たり、その責任と権限の下に、教職員の任用や人事、給与負担を行うとともに、本道教育が直面する教育課題を解決するため、広域的な行政施策を実施してきており、その成果等について道民にわかりやすく説明する責任がある。

こうしたことから、これまで道教委としては、できるだけきめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施要領上、最大限可能な範囲として管内別の結果を公表するなど、報告書の内容について不断の工夫・改善を行ってきた。

平成26年度の実施要領から、①都道府県、市町村の区別なく、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されるとともに、②都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができるとされた。

この実施要領の改訂を受け、道教委では、市町村教育委員会の同意を前提として、一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、市町村別の結果を公表することとし、平成26年度の報告書において、同意が得られた114市町村の調査結果及び分析結果・改善方法を、報告書に掲載し公表した。

道教委では、平成27年度も同様の考え方で市町村別の結果を報告書に掲載する考え。

◆ 市町村教育委員会の説明責任

一方、小・中学校の教育に関しては、市町村教育委員会が設置管理者としての責任と権限を有しており、自らの施策の現状と成果の一つとして全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を様々な角度から一定の数値により分かりやすく公表するとともに、施策の改善につなげていくことが大切である。

なお、道教委では、市町村教育委員会の公表については、学校・家庭・地域・行政が各地域の体力の課題を共有し、教育施策の改善や児童生徒の体力・運動能力等の状況の改善に一丸となって取り組むことができるよう、実施要領を踏まえた公表内容の改善・充実について引き続き働きかけていく考え。

◆ 道教委による公表の具体

1 道教委による市町村名を明らかにした公表について

- 公表の内容は、各種目の成果と課題が明確になるよう、各種目のT得点を示すレーダーチャートを基本とするとともに、分析結果や体力向上策を併せて示すこととし、市町村に同意を求める。

〔公表内容〕 別添3「道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット」による

- 体力合計点については、教育上の配慮が必要と考えられる市町村（※）以外の市町村は、体力合計点の数値も公表することが望ましい。

（※）・小学校1校：41市町村 中学校1校：89市町村

- ・対象となる児童生徒数が少ない市町村

（参考：道教委では児童生徒数がそれぞれ約300～400人である檜山、留萌管内を公表）

- ・ただし、道内には児童生徒数が少なくても体力合計点の数値を公表している町もあり、最終的には地域の実情に応じて市町村が判断すべき。

- 同意が得られた市町村については、例年2月に公表している道教委の報告書に、別添3により作成した資料を掲載する。

2 道教委による学校名を明らかにした公表について

- 都道府県教委が市町村教委の同意を得た上で学校名を明らかにした公表を行う際には、各学校の分析の結果や改善状況を合わせて示す必要があるが、全道の学校数が約1,700校に上ること、児童生徒数が少なく教育上の配慮が必要な学校が多いことから、市町村教委や学校が判断することが望ましい。

3 報道への対応

- 報道機関に対し、体力合計点の数値を一覧にするなど、序列化や過度な競争につながる報道をしないよう要請。

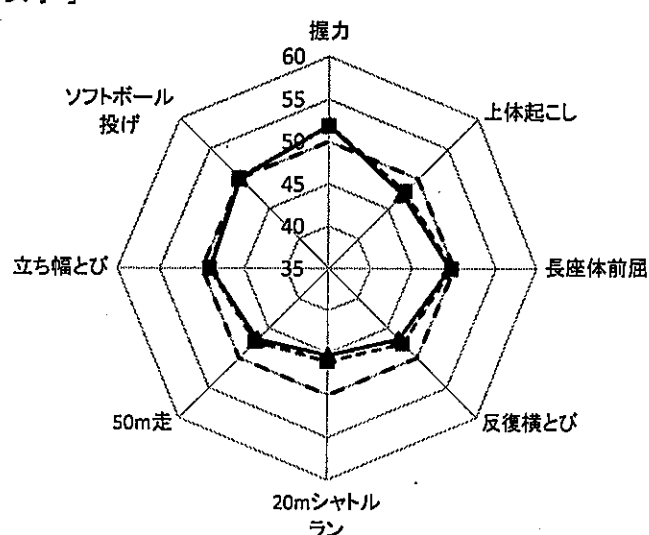
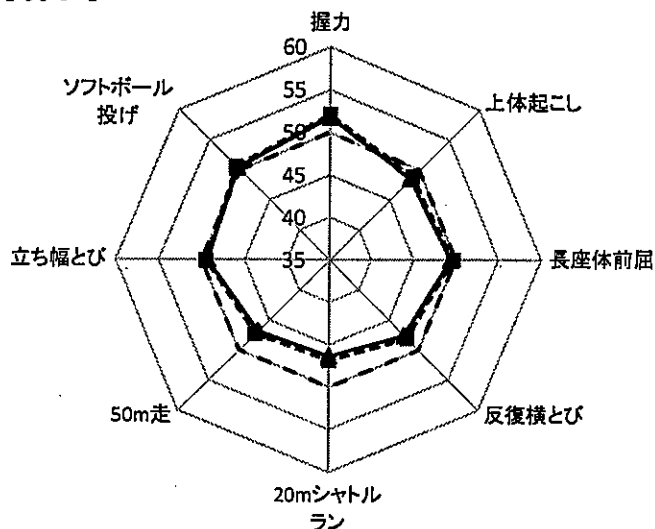
市(町村)内小学校の状況及び体力向上策(学校数: 校、児童数: 名)

【各種目の状況】

全国を50とした時の偏差値(T得点)をレーダーチャートで表示

〔男子〕

〔女子〕



※市町村教育委員会の意向を踏まえ、レーダーチャートに加え、次ページに示す「基本フォーマットに加えて掲載するデータ例①・②」を参考とし、

- ・成果が表れているデータ
- ・市町村の取組の特色が表れているデータ などを掲載します。
(「基本フォーマットに加えて掲載するデータ例」を作成)

【分析】

実技	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果	※実技及び質問紙調査の関連から考えられる分析 (掲載できる場合のみ)
児童質問紙	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果	
学校質問紙	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果 ※各学校の特色ある取組(特に市町村内に1校の場合)	

【市(町村)の体力向上策】

「基本フォーマット」に加えて掲載するデータ例①

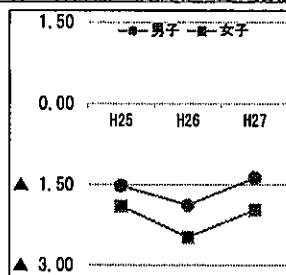
各種目等に関する特色を中心に説明したい市町村は、次のデータ例を参考にして、掲載内容を検討します。

実技

＜市町村の体力合計点＞

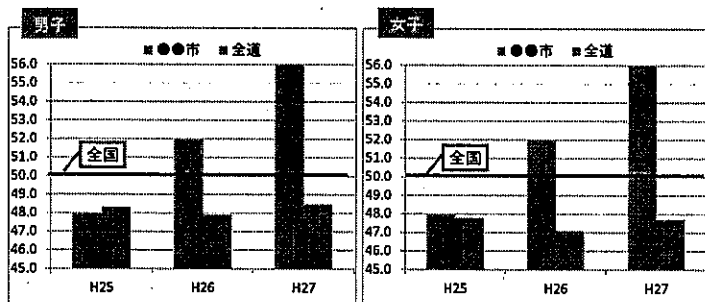
	男子	女子
体力合計点	52.54	53.04

＜体力合計点の全国との差の推移＞

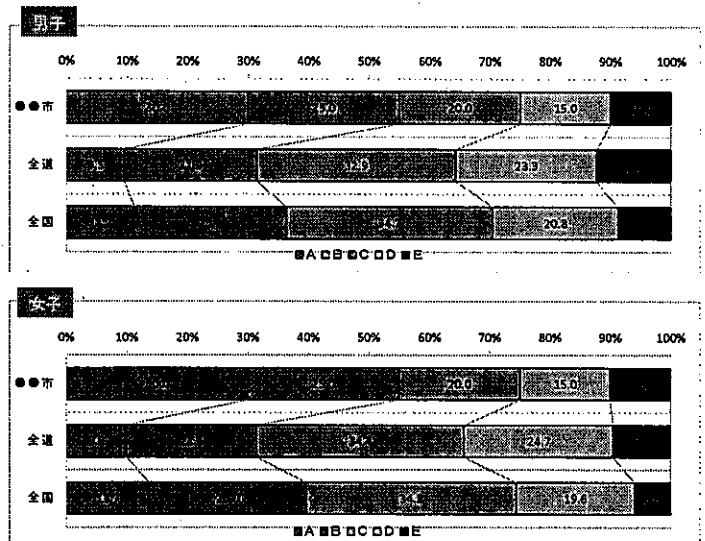


注「体力合計点-全国（公立）の体力合計点」の差を経年変化で示したグラフ

＜体力合計点の全国との差（T得点）の推移＞



＜体力合計点総合評価の児童生徒の割合＞



＜体力合計点総合評価AB層-D E層＞

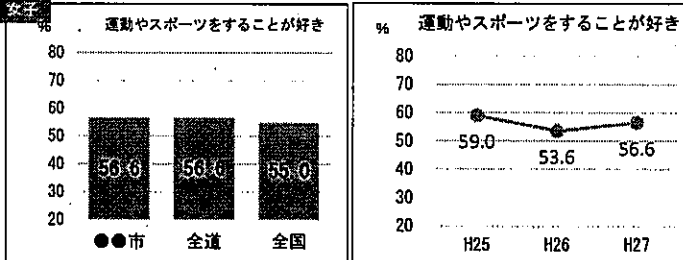
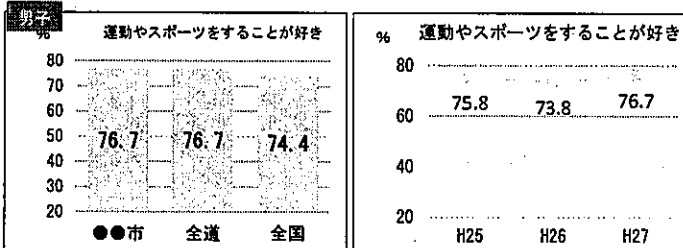
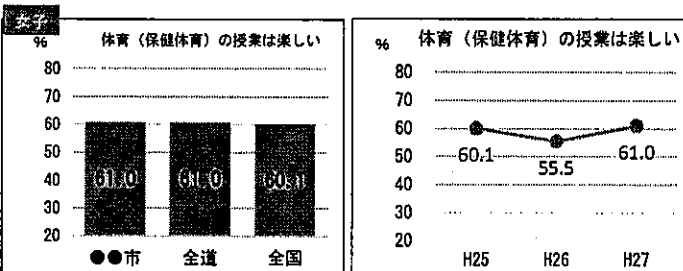
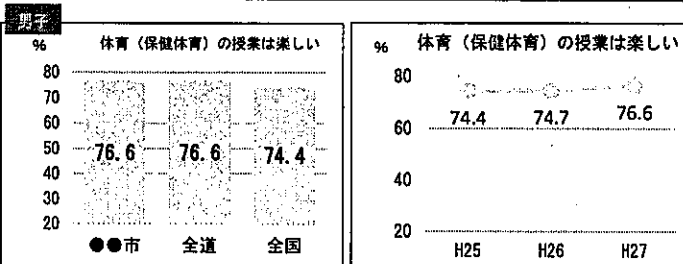
男子	AB	DE	AB-DE
市	55.0	25.0	30.0
全道	31.4	35.6	▲ 4.2
全国	36.3	29.5	6.8

市の状況	
全国との差	23.2
全道との差	34.2

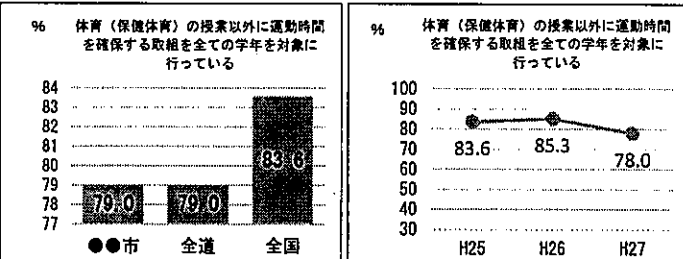
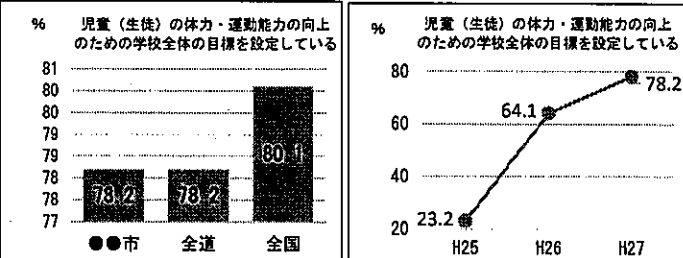
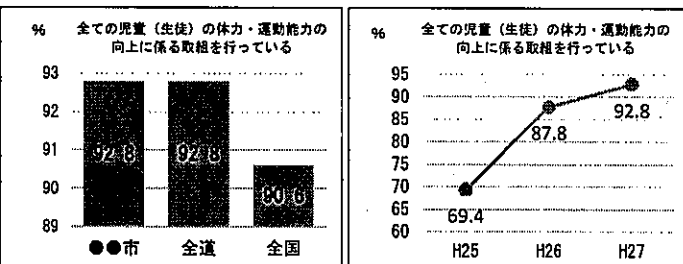
女子	AB	DE	AB-DE
市	55.0	25.0	30.0
全道	31.4	34.2	▲ 2.8
全国	39.7	25.6	14.1

市の状況	
全国との差	15.9
全道との差	32.8

児童（生徒）質問紙



学校質問紙



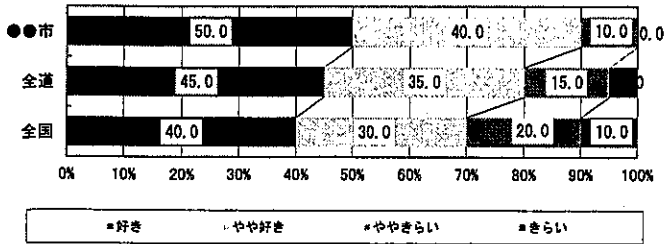
「基本フォーマット」に加えて掲載するデータ例②

質問紙の状況から特色を中心に説明したい市町村は、次のデータ例を参考にして、掲載内容を検討します。

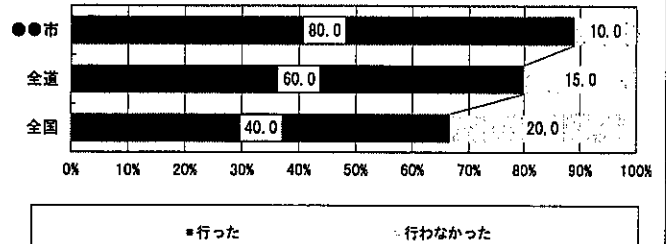
児童（生徒）質問紙

学校質問紙

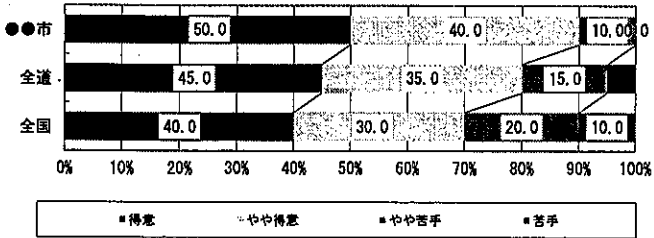
運動やスポーツをすることが好き



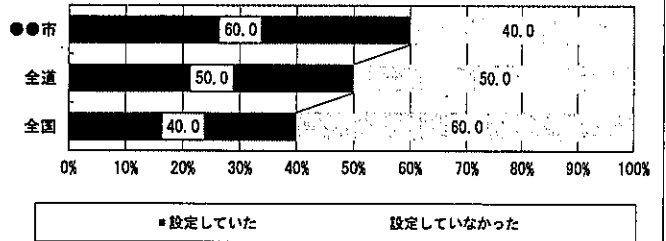
全ての児童（生徒）の体力・運動能力の向上に係る取組を行っている



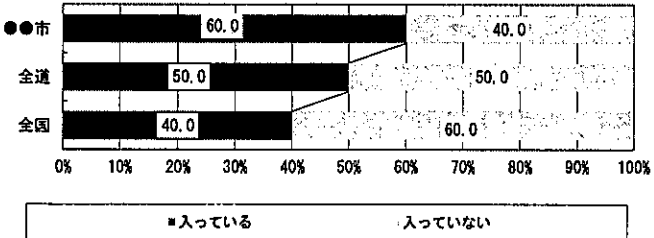
運動やスポーツをすることが得意



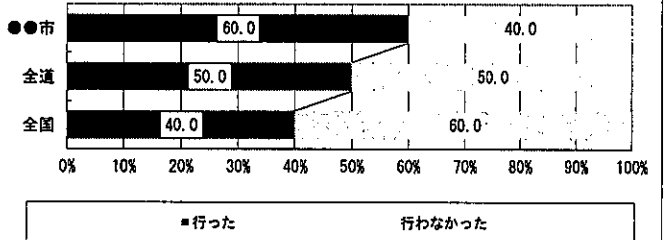
児童（生徒）の体力・運動能力の向上のための学校全体の目標を設定している



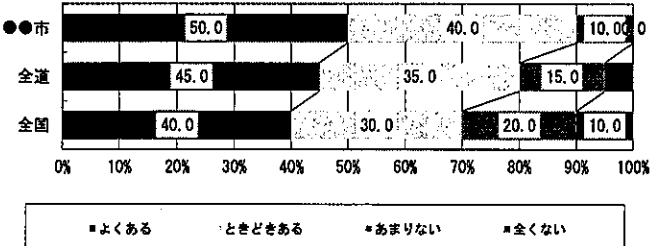
学校の運動部（部活動）や学校外（地域）のスポーツクラブに入っている



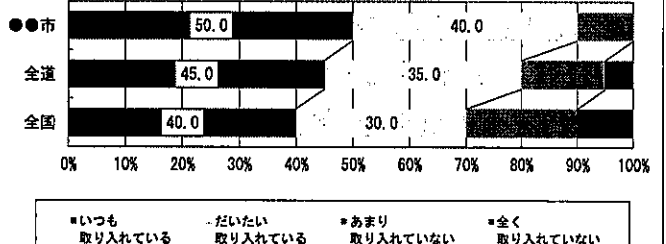
体育（保健体育）の授業以外に運動時間を確保する取組を全ての学年を対象に行っている



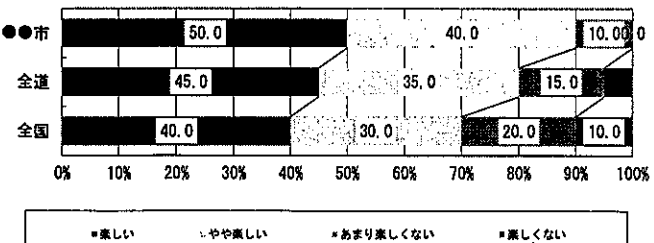
放課後や学校が休みの日に、ボールなどを使って投げる運動をすることがある



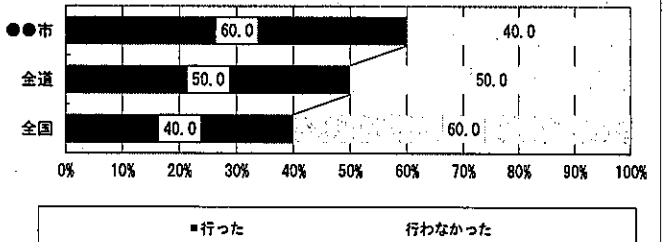
体育（保健体育）の授業の冒頭で、その授業の目標を児童（生徒）に示す活動を取り入れている



体育（保健体育）の授業は楽しい



生活習慣を改善する取組を全ての学年を対象に行っている



事例1

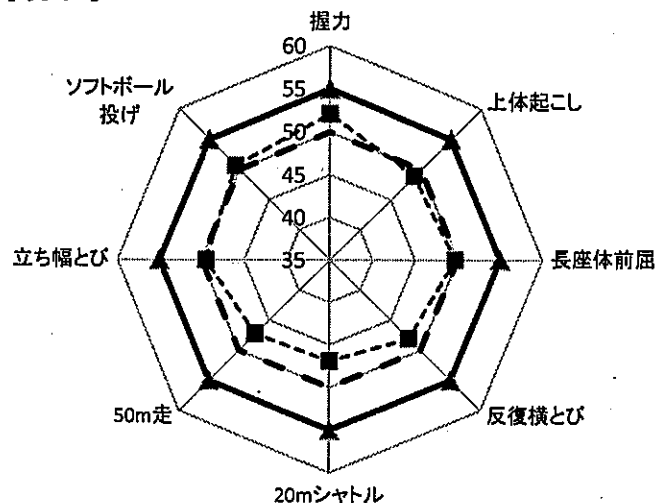
レーダーチャートに加え、体力合計点総合評価の児童(生徒)の割合に着目して、現状と改善策を説明する例

市(町村)内小(中)学校の状況及び体力向上策(学校数: 校、児童(生徒)数: 名)

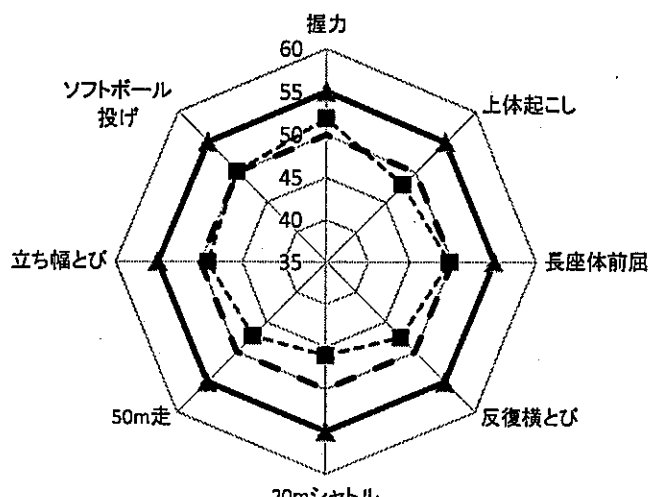
【各種目の状況】

全国を50とした時の偏差値(T得点)をレーダーチャートで表示

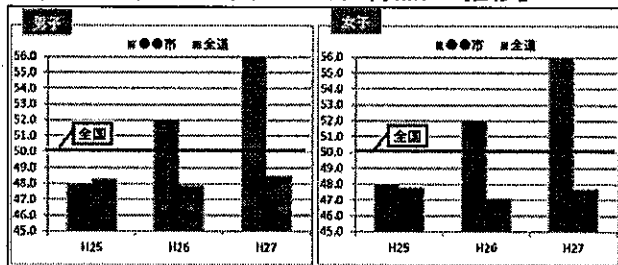
〔男子〕



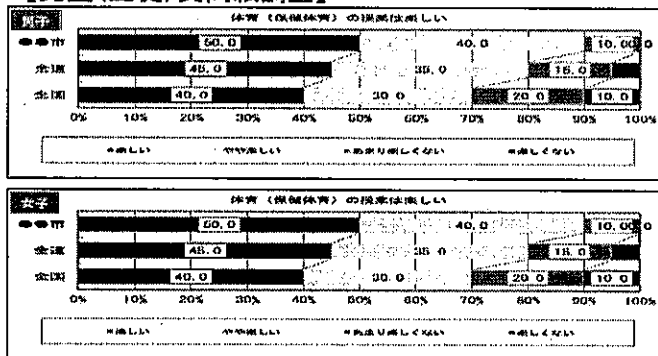
〔女子〕



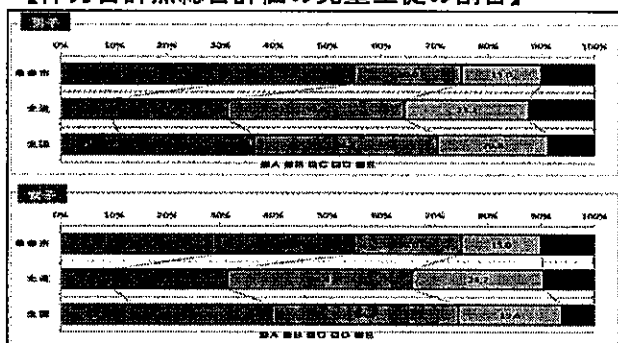
【体力合計点の全国との差(T得点)の推移】



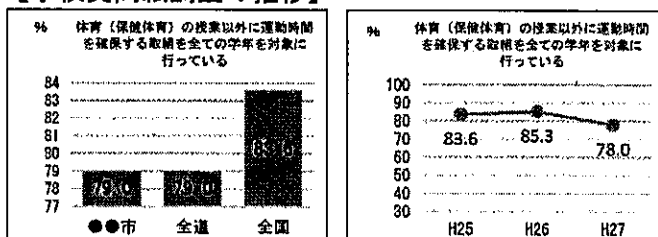
【児童(生徒)質問紙調査】



【体力合計点総合評価の児童生徒の割合】



【学校質問紙調査の推移】



【分析】

実技	・体力合計点では、男女ともに○種目で全国平均を上回った ・総合評価のD・E層の児童の割合は男女ともに全国との差が少なくなった
児童(生徒)質問紙	・「体育の授業は楽しい」と回答した児童の割合は男女ともに増加傾向
学校質問紙	・「体育の授業以外に運動時間を確保する取組」を充実したことにより、体力合計点総合評価のD・E層の児童を減少させることができた

【市(町村)の体力向上策】

- ◎ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた学校全体での体力向上の取組の促進
- ◎ 家庭や地域と連携を図った運動機会を確保する取組の充実

事例2

レーダーチャートに加え、体力合計点の推移の状況に着目して、現状と改善策を説明する例

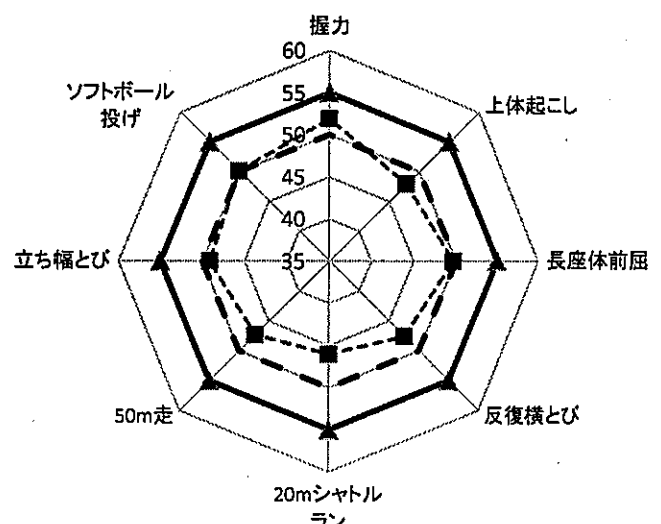
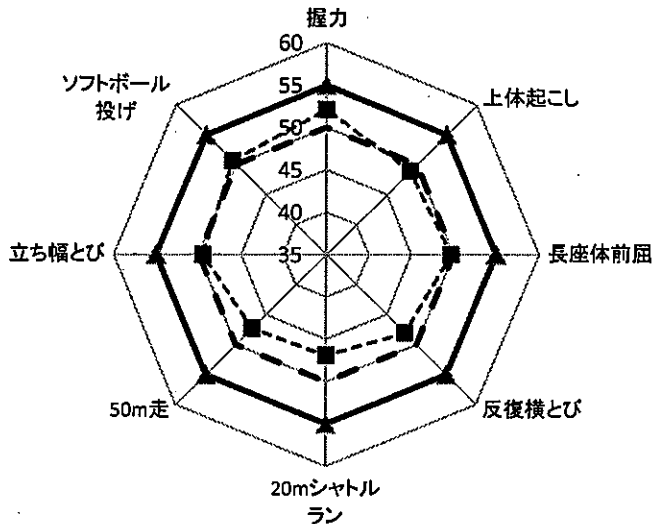
市(町村)内小(中)学校の状況及び体力向上策(学校数: 校、児童(生徒)数: 名)

【各種目の状況】

全国を50とした時の偏差値(T得点)をレーダーチャートで表示

〔男子〕

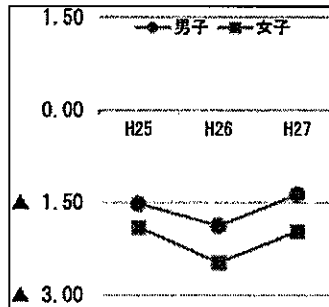
〔女子〕



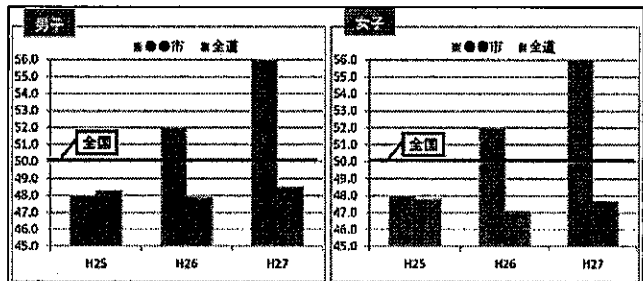
【市町村の体力合計点】

	男子	女子
体力合計点	52.54	53.04

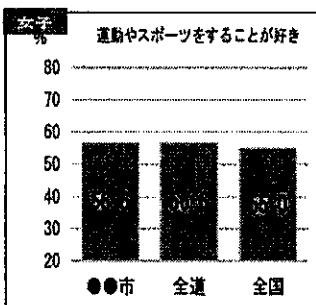
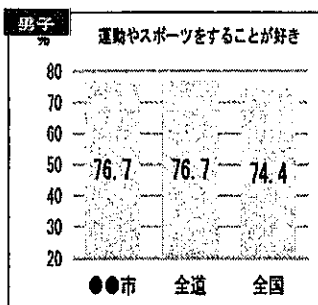
【体力合計点の全国との差の推移】



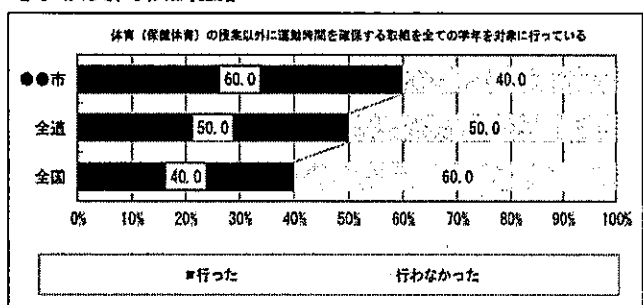
【体力合計点の全国との差(T得点)の推移】



【児童(生徒)質問紙調査】



【学校質問紙調査】



【分析】

実技	・体力合計点の推移では、男女ともに全国との差が縮小傾向 ・男子(女子)の～の種目では、全国平均を上回った	学校全体で体力・運動能力の向上に係る取組を充実させたことにより、体を動かすことが好きな児童が増加していると考えている。
児童(生徒)質問紙	・「運動やスポーツをすることが好き」な児童の割合が男女ともに全国(全道)平均を上回った	
学校質問紙	・学校においては、休み時間を利用して「どさん子元気アップチャレンジ」に取り組むなど、体育の授業以外の運動時間を確保する取組に努めている	

【市(町村)の体力向上策】

- ◎ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実技種目の上位県で実施している取組の促進
- ◎ 休み時間や放課後など、体育の授業以外の運動時間を確保する取組の充実

